

所 属	福祉課
所属長	高橋 健二
電 話	06-6489-6348

大阪信用金庫と「尼崎市地域福祉の推進に関する協定」を締結します  
～「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に “  
ともにいきる” まち あまがさき」に向けて～

尼崎市は、3月30日に、大阪信用金庫と「尼崎市地域福祉の推進に関する協定」を締結します。

本市では、令和4年度からスタートする、第4期「あまがさきし地域福祉計画」（令和4年度～令和8年度）において、「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に “ともにいきる” まち あまがさき」を新たな基本理念とし、引き続き、地域社会の一員として地域の課題解決に取り組む事業者の皆様と協働し、様々な地域の福祉課題の解決に取り組むこととしています。

このたび協定を締結する大阪信用金庫は、その名の通り、大阪において長きに渡り地域金融機関としての地元貢献に尽力されてきましたが、尼崎支店を拠点に本市と大阪信用金庫が連携を密にとり、地域を支える一員として「この街のホームドクター」をコンセプトに、本市の地域課題である福祉・防災事業に関わることにより、地域福祉を推進し、誰もが安全・安心を実感できるまちづくりに取り組みます。

## 1 協定内容

### (1) 協定期間

協定締結日（令和4年3月30日）から令和5年3月31日まで（1年毎に更新）

### (2) 具体的な連携内容（裏面参照）

- ・ 見守りに関すること
- ・ 地域福祉活動の推進に関すること
- ・ 災害時支援に関すること
- ・ その他地域福祉の推進に関すること

## 2 締結式

日 時 3月30日（水）午前9時30分～10時

場 所 尼崎市役所 南館2階 市長室

出席者 尼崎市副市長 吹野 順次

大阪信用金庫副理事長 北浦 理市 氏 他

## 3 参考

大阪信用金庫 尼崎市支店（尼崎市大西町3-17-13）

大阪信用金庫店舗数 71店舗

- ・ 大阪市 30店舗
- ・ 堺市 11店舗
- ・ 大阪府北部 4店舗
- ・ 大阪府東部 10店舗
- ・ 大阪府南部 15店舗
- ・ 尼崎市 1店舗

連携及び協力内容事項 (協定第2条)	想定される具体的取組の例
1 見守りに関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常業務時間における高齢者・障害者・こどもの見守り活動への協力</li> <li>・高齢者・障害者・児童虐待の通報に関する協力 例) 事業所における連絡先掲示等による連絡体制の構築及び異変確認時の市等への連絡など</li> <li>・認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業の協力 例) 協力事業所としての登録及び行方不明高齢者発見時の市等への連絡など</li> <li>・ATM等を利用した振り込み詐欺被害の未然防止対策の推進 例) 協力事業所としての登録など</li> </ul>
2 地域福祉活動の推進 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員への地域福祉に関する研修の実施 例) 虐待防止、認知症サポーター養成、障害者差別解消、性的マイノリティや外国籍住民などの人権に関する理解促進、ひきこもり支援など</li> <li>・従業員に対する地域活動への参加案内 例) 自治会活動など地域活動への参加案内の提供など</li> <li>・ひきこもり支援を推進するための協力 例) ひきこもり対象者に対して、社会活動促進のために実施する金融に関するセミナー講師紹介など</li> </ul>
3 災害時支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の伝達・収集に関する取組への協力 例) 市が発信する災害情報の掲示等による伝達や市域の被災状況等の収集など</li> <li>・講座の開催や訓練への参加など、地域防災力の向上に関する取り組みへの協力 例) 地域における防災講座や防災訓練の従業員の参加など</li> </ul>
4 その他地域福祉に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が関わる福祉に関するイベント・事業及び啓発活動のポスター及びチラシ等の配架への協力 例) 避難行動要支援者避難支援指針、介護予防・重症化防止ハンドブック、ユース相談支援事業等の市広報物等の配架など</li> <li>・市が関わる福祉に関する啓発や広報のための協力 例) 振り込み詐欺被害の未然防止や子ども虐待防止運動の啓発活動、地域交流事業、自治会活動、災害時要援護者等の各種広報を行うための店舗ロビーの提供、救急車適正利用に関する店舗内での動画の放映など</li> </ul>

## 尼崎市地域福祉の推進に関する協定書（案）

（目的）

第1条 この協定は、尼崎市（以下「甲」という。）と大阪信用金庫（以下「乙」という。）が相互の連携を強化することで、地域の様々な福祉課題に迅速かつ適切に対応し、地域福祉を推進することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容について連携し協力する。

- 一 見守りに関すること
- 二 地域福祉活動の推進に関すること
- 三 災害時支援に関すること
- 四 その他地域福祉の推進に関すること

2 前項の内容を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙合意のうえ決定する。

（秘密の保持）

第3条 乙は、この協定の内容の実施に当たり知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定が解除された後も、同様とする。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項及び疑義等が生じた場合は、その都度、甲、乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲、乙協議のうえ変更を行う。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれからもその相手方に対して書面により異議の申出がないときは、その期間は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年3月 日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市長 稲村 和美

乙 大阪市天王寺区上本町8丁目9番14号  
大阪信用金庫  
理事長 高井 嘉津義